

加齢等を背景にした 困りごとについての相談

事例 11

76歳になる兄は、3年前に度重なる万引き行為で逮捕されて、保護観察付執行猶予判決を受け、私の家の近くで一人暮らしをしている。

加齢に伴う種々の機能も低下しているように感じられ、近隣住民から「自宅の周りにゴミを放置している」との心配の相談がある。高齢の兄の今後が心配だが、私自身も高齢で支援も段々難しくなってきたので、誰か兄の支援を手伝ってくれないだろうか。

相談者：妹

A

民生委員・児童委員

i 地域住民の生活上のさまざまな相談に応じ、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などを行うボランティア

- 妹に地域の民生委員・児童委員に相談することを勧めると、さっそく相談し、**B** 地域包括支援センターと **C** 社会福祉協議会を紹介してもらったとのこと。

C

区市町村社会福祉協議会

i 住民主体の理念に基づき、住民、公私のさまざまな関係者とのネットワークにより地域福祉を推進する民間組織

- 地域福祉コーディネーターが妹と一緒に兄の自宅を訪問し、兄本人の困りごとや近隣への思いを聴き取ってくれた。
- 後日、兄本人の了解のもと、地域福祉コーディネーターから近隣住民に状況を説明。近隣住民も理解を示し、以後、ゴミの収集日には兄に声をかけてくれるようになったとのこと。
- さらに地域福祉コーディネーターから、孤立しがちな兄が地域とのつながりを深められるよう、地域のサロンを紹介してもらったところ、最初は参加にためらいがちであったが、地域福祉コーディネーターが同行してくれたおかげで、何度か顔を出すことができてきている様子。
- また、安心して福祉サービスを利用するため、地域福祉権利擁護事業の契約を結ぶことになった。生活支援員が毎月一回訪問して、利用料の支払いや生活費のやりくりについて相談にのってくれているとのこと。今後、必要に応じて、成年後見制度を活用することについてもサポートしてもらおう予定。

支援の ポイント

- ✓ 介護保険制度等の適切な制度の活用
- ✓ 地域での見守り体制の構築



相談内容

兄が地域で安心して暮らし続けるにはどのような支援を受けたいですか？

B

地域包括支援センター

i 介護・医療・保健・福祉の側面から高齢者を支える総合相談窓口

- 家族からの相談も可能ということで、妹が兄の居住地の地域包括支援センターに相談。相談を受けて、妹とセンターの相談員が兄の自宅を訪問したところ、ゴミがたまっていたり家事が滞っている状況だった。
- センターの相談員より、介護保険サービスを利用する提案を受け、要介護認定の申請を行った。申請の結果、「要支援」と認定され、兄に担当ケアマネジャーがつき、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、課題の分析や介護予防ケアプランの作成をしてくれ、訪問型サービスを利用できることになった。また、同じく高齢である妹の悩みや不安の相談にもものってくれたとのこと。

本人・家族ともに安心できる地域生活へ

参考

D 弁護士会の相談窓口

弁護士会にも、高齢の困りごとに対する相談窓口があります。

- 高齢者・障がい者総合支援センター「オアシス」
- 成年後見センター「しんらい」
- 高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとり〜な」

※電話相談は無料。面談による相談の場合は費用負担が発生します。

参考

※社会福祉士会や法テラスにも、高齢の困りごとに対する相談窓口があります。

E 高齢者安心電話【東京社会福祉士会】

i 高齢者やご家族の日々の心配事、悩みごとを電話で相談できる窓口

F 法テラス(日本司法支援センター)

i 国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所



活用できる機関・団体や制度

A 民生委員・児童委員

概要	厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、一人暮らし高齢者などへの援助活動をはじめ、さまざまな相談に対応し、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、関係機関への橋渡しを行っています。また、児童や乳幼児、妊産婦等の福祉や保護等のための相談や援助を行っています。
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子育て世帯、障害者、生活にお困りの方など、支援の必要な方々のさまざまな相談を受け付け ・支援の必要な方々の相談を受けて福祉事務所等の関係機関に連絡 ・支援が必要な方々の状況に応じ、見守りや声かけ、訪問などを行い、関係機関と調整しつつ、生活を支援 など
連絡先等	区市町村の民生委員・児童委員の窓口の連絡先については、ホームページでご確認ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/sodan/minnsei_jidou/itiran.html (「民生 区市町村」で検索)

B 地域包括支援センター

概要	高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送れるよう、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの職員が高齢者やその家族等を総合的に支援します。
対象	介護保険の被保険者及びその家族等
主な支援内容	<p>地域の高齢者を支えるために、次の4つの業務を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント ・総合相談支援 ・権利擁護 ・包括的・継続的ケアマネジメント
連絡先等	お住まいの地域の地域包括支援センターが不明な場合は、自治体の高齢者福祉の担当課にお問い合わせください。また、ホームページでもご確認いただけます。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/jiritsu_shien/chiikizukurikyotei/kyotei-jigyosha/ihen.html (「区市町村 地域包括」で検索)

C 区市町村社会福祉協議会

概要	住民を主体とした福祉活動の支援、福祉サービスの利用をはじめとする各種の相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的なネットワークを活かしながら地域の特性に応じたさまざまな活動を行い、地域福祉の推進に取り組んでいます。
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者、子育て中の親子など、地域住民が気軽に集える「サロン活動」の推進・支援 ・「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」(高齢や障害等によって判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用料支払いに伴う日常的金銭管理サービス等) ※ご本人と契約を結んで支援します。契約後の支援には利用料がかかります。 ・成年後見制度の利用のサポート ・低所得・障害者・高齢者世帯への生活福祉資金の貸付 ※貸付要件、審査があります。 など
連絡先等	お住まいの地域の社会福祉協議会の連絡先等については、ホームページでご確認ください。 https://www.tcsw.tvac.or.jp/shikuchoson/shakyo.html (「区市町村 社会福祉協議会」で検索)

D 弁護士会の相談窓口

高齢者・障がい者総合支援センター「オアシス」 【東京弁護士会】

概要	高齢者・障害者のための法律相談であれば、どのような内容でもご利用いただけます。ご本人はもちろん、高齢者・障害者のご家族やお世話をしている方からのご相談や、福祉業務に従事している方や自治体の方からのご相談も受け付けています。
対象	高齢者・障害者
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談 ・出張相談(高齢や健康上の理由から、弁護士会館に相談に来ることができない場合) ※電話相談のみ無料(通話料は相談者負担)。面接・出張相談の料金については、ホームページをご確認ください。
連絡先等	電話相談 ☎03-3581-9110 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00 ※電話相談を受けていただいた結果により、面接・出張相談をご案内しています。まずは、お電話でご相談ください。
URL	https://www.horitsu-sodan.jp/soudan/oasis.html (「オアシス 東弁」で検索)

成年後見センター「しんらい」 【第一東京弁護士会】

概要	高齢者や障害者、あるいはそのご家族が抱える問題についての法律相談を行っています。財産管理や遺言の作成、成年後見、保佐、補助、任意後見等の申立、これらの候補者となる弁護士のご紹介は勿論、老後や遺言に関する講演の講師派遣もいたします。
対象	高齢者・障害者
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・面接相談 ・出張相談(高齢や健康上の理由から、弁護士会館に相談に来ることができない場合) ※電話相談のみ無料(通話料は相談者負担)。面接・出張相談の料金については、ホームページをご確認ください。
連絡先等	電話相談 ☎03-3581-9110 [受付時間]月～金 10:00～12:00、13:00～16:00
	面接相談 予約受付番号: ☎03-3595-8575 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
URL	https://www.ichiben.or.jp/bengoshi/soudan/koureisya.html (「しんらい 一弁」で検索)

高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとり～な」 【第二東京弁護士会】

概要	高齢者や障害者を総合的に支援する専門のセンターです。電話と面接により相談を受け付けています。
対象	高齢者・障害者
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度についての相談、申立て支援、後見人等候補者の紹介 ・見守り・財産管理契約(ホームロイヤール契約)に関する相談、弁護士のご紹介 ・任意後見契約に関する相談、支援 ・遺言、相続、遺言信託、事業承継に関する相談 ・精神科病院の退院請求・処遇改善請求に関する相談 など
連絡先等	電話相談 ☎03-3581-9110 [受付時間]月～金 10:00～12:00、13:00～16:00 ※相談料金:無料(15分程度)
	面接相談 予約受付番号: ☎03-3581-2250 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00
URL	https://niben.jp/service/soudan/kojin/management/ (「ゆとり～な 二弁」で検索)

E 高齢者安心電話【東京社会福祉士会】

概要	高齢者やご家族の心配事、悩みごとに対して、情報提供を主として電話による相談サービスを実施しています。高齢者福祉制度に関することから、家族の介護に関すること、生きがいや人間関係のことなど、多岐にわたるご相談に対応しています。
対象	高齢者やそのご家族
主な支援内容	電話相談
連絡先等	☎03-5944-8640 [受付時間] 19:30~22:00
URL	http://www.tokyo-csw.org/content/03chiiki/03anshindenwa.html （「高齢者安心電話」で検索）

F 法テラス（日本司法支援センター）

概要	総合法律支援法に基づき設立された公的法人で、法的トラブル解決のための「総合案内所」です。
主な支援内容	<ol style="list-style-type: none">① 借金、消費者被害、夫婦・男女トラブル、労働問題等、法的トラブルの解決に役立つ情報、相談機関等の案内（どなたでもご利用いただけます。）② 認知機能が十分ではないため、法的問題を抱えているのに自ら法的支援を求めることができない高齢者や障害者に対する出張相談（福祉機関の職員等から法テラスに連絡いただけます。）③ DV、ストーカー、児童虐待の被害を現に受けている疑いのある方に対する法律相談④ 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときの無料法律相談（予約制・資力基準あり）、弁護士・司法書士費用等の立替え まずは下記連絡先にお問い合わせください。
連絡先等	①②④法テラス・サポートダイヤル☎0570-078374（おなやみなし）（IP電話からは☎03-6745-5600） ③犯罪被害者支援ダイヤル☎0120-079714（なくことないよ）（IP電話からは☎03-6745-5601） 平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00（祝日・年末年始を除く）
URL	https://www.houterasu.or.jp

topic 弁護士による社会復帰支援

令和4年10月から、罪に問われた人の社会復帰を弁護士が支援する第二東京弁護士会の制度が始まりました。社会復帰で困難を抱える人たちからさまざまな相談が寄せられています。

よりそい弁護士制度

概要	就労や居住地、生活保護受給申請や障害者手帳の取得、依存症の治療など、罪に問われた人が社会復帰をするうえで直面するさまざまな困難について、弁護士が相談に乗り、一緒に解決を目指します。
対象	刑の執行により東京都内の刑事施設に収容されている方又は収容されていた方 東京都内の少年院に収容されている方又は収容されていた方 など
連絡先等	専用書式にてお申込みください。 お問合せ：第二東京弁護士会 刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会 ☎03-3581-2257
URL	https://niben.jp/right/keiji/yorisoi.html

刑事司法領域における福祉的支援のひろがり 福祉専門職の再犯防止に向けての活動

公益社団法人東京社会福祉士会司法福祉委員会 委員長
一般社団法人社会支援ネット・早稲田すばいく 代表理事 小林良子

司法領域における福祉的支援の必要性が注目されるようになったきっかけは、平成15年に出版された山本譲司さんの「獄窓記」でした。この「獄窓記」によって、矯正施設(刑務所等)には、高齢や障害などで福祉的支援の必要な人々がたくさんいることが分かりました。その後、矯正施設や更生保護施設などに社会福祉士等が配置され、さらに矯正施設出所時に福祉に繋ぐ支援を行う地域生活定着支援センター(地域生活定着促進事業)ができるなど、司法領域で福祉的支援が行われるようになりました。

当初は矯正施設からの出所時支援が中心でしたが、平成25年からは、弁護士会と社会福祉士会・精神保健福祉士協会が連携し、裁判前に、福祉につなぐ計画(更生支援計画)を立てる、刑事司法ソーシャルワーク活動が開始されました。刑事司法ソーシャルワーカーは、弁護士会から依頼を受けて、福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人の支援を行います。警察や拘置所でご本人と接見し、なぜ罪を犯したのか、アクリル板越しにアセスメントを行い、関係者にも話を聞き、ご本人の生きづらさを理解し、どうしたら再犯をしない生活を送ることができるようになるか、ご本人と相談しながら「更生支援計画書」を作成します。

こうした被疑者段階での支援が必要と認められるようになり、令和3年からは、厚生労働省の地域生活定着促進事業でも、「被疑者等支援業務」が始まりました。

さまざまな理由で社会での生きづらさ感じている人はたくさんいます。仕事がなかった、住む所がなかったという理由で再犯をする人が多かったことから、就労や居住の支援が始まりましたが、なぜ仕事をしていなかったか、なぜ住むところがなかったかの問題があります。福祉的支援が必要と思われる方々は、仕事があればいいだけではありません。家族関係やその他の様々課題を抱えています。

刑事司法ソーシャルワークでは、アセスメントとご本人の希望を元に、裁判後の生活づくりの支援を行います。国選弁護士は裁判終了と同時に任務が終了しますが、刑事司法ソーシャルワーカーは更生支援計画書に沿ってご本人の社会復帰支援を始めます。執行猶予であれば、裁判終了後に福祉事務所や病院等へ同行します。支援は一日で終わらず数日かけて行われることもあります。その後、状況を確認し、生活が落ち着くまで、ご本人を支えます。司法や福祉の関係機関との連携も大切です。実刑になり矯正施設に行く場合は、手紙のやりとりを行い、数年後の出所時に支援開始となることもあります。

社会福祉士は福祉のいろいろな現場にいます。社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、福祉事務所等々福祉の現場等です。昨今は、刑事司法について勉強をしている社会福祉士も増えてきています。さらに、東京社会福祉士会では「立ち直りを支える地域支援ネットワーク作り」事業を、都内各地区で少しずつ始めました。生きづらさが犯罪につながることにならないように、地域でのさまざまな取組みを考えています。

東京社会福祉士会の取組みに関しては03-5944-8466にお問合せください。

